

# 団体ゴルファー保険 (団体総合生活補償保険 ゴルファー賠償責任保険特約セット)

団体割引率  
**15%**

従業員  
ご本人

退職者  
ご本人

配偶者

子ども

両親

兄弟  
姉妹

ご本人の  
同居の  
親族

## ご加入対象者

コーセー・アルビオングループの役員・従業員・退職者ご本人および役員・従業員・退職者ご本人のご家族の方(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、ご本人と同居の親族)となります。

## 本保険の特色

国内・国外問わず、ゴルフプレー中の危険を補償します。  
(ホールインワン・アルバトロス費用は国内のみ)

## 補償内容

### ゴルファー賠償責任保険特約

ゴルフの練習中、競技中または指導中に他人の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。

#### 示談交渉サービス付(注)

日本国内で発生した賠償事故に限ります

### ゴルファー傷害補償特約

ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習中、競技中または指導中に身体にケガを被った場合、各保険金をお支払いします。

### ゴルフ用品補償特約

ゴルフ場敷地内においてゴルフ用品の盗難またはゴルフクラブの破損等の損害に対してお支払いします。

(注) ゴルフボールについては、他のゴルフ用品と同時に発生した場合のみ補償対象となります。

### ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフ競技中に、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に慣習として負担する費用(実費)をお支払いします。

※ホールインワン・アルバトロス費用の詳細につきましては、「重要事項のご説明」「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」に記載しておりますので、ご参照ください。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

## 保険金額 (ご契約金額) と保険料

補償項目		セット名	G1	G3	G4
保険金額	ゴルファー賠償責任保険金額(免責金額0円)		5,000万円	3,000万円	5,000万円
	傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	250万円	120万円	250万円
		入院保険金日額	3,750円	1,800円	3,750円
		手術保険金	入院中:傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外:傷害入院保険金日額の5倍		
		通院保険金日額	2,500円	1,200円	2,500円
	ゴルフ用品保険金額	30万円	10万円	30万円	
	ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	40万円	20万円	—	
年間保険料(一時払)			7,960円	3,830円	3,170円

(傷害入院保険金支払対象期間180日:支払限度日数180日:免責期間0日、傷害通院保険金支払対象期間180日:支払限度日数90日:免責期間0日)  
※2025年10月以降始期契約を対象とした「商品改定」により保険料が変更になっております。  
昨年度に引き続き加入される場合でも必ずご確認ください。

※ホールインワン・アルバトロス費用補償特約のみ日本国内のゴルフ場が対象となります。

・ホールインワン・アルバトロス費用については、この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

・賠償損害、用品の損害、ホールインワン・アルバトロス費用については、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」がセットされています。示談交渉サービスとは引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです(日本国内で発生した賠償事故に限ります)。

(注) 話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

## 【重要事項のご説明等】

・各QRコードよりお支払いする保険金および費用保険金のご説明・重要事項のご説明をご確認ください。

・各QRコードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

お支払いする保険金  
および費用保険金  
のご説明



GN24-300660

重要事項の  
ご説明



GN24-300785